

## 藤枝市ビオトープ認定制度専門家活用支援実施要領

(目的)

第1条 この要領は、藤枝市ビオトープ認定制度実施要綱第13条第1号に規定する専門家活用支援について必要な事項を定めるものとする。

(専門家)

第2条 この要領における専門家とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1)公益財団法人日本生態系協会が認定するビオトープ管理士の資格を有する者
- (2)静岡県ビオトープアドバイザー制度に基づき登録された者又は静岡県において公表されている主席認定者
- (3)静岡県環境再生医制度に基づき登録された者
- (4)大学又は研究機関等において、生物多様性又は自然環境に関する専門的知識を有する教授、准教授、講師、研究員その他これらに類する者
- (5)その他市長が適当と認める者

(支援対象者)

第3条 支援対象者は、藤枝市ビオトープ認定制度実施要綱に基づく認定を受けた者とする。

(支援対象経費)

第4条 支援対象経費は、専門家に支払う謝礼、指導料及び旅費とする。

(支援額)

第5条 支援額は、前条に規定する支援対象経費の2分の1以内とし、1件当たり1万円を上限とする。

2 支援額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(支援回数)

第6条 支援は、同一年度内において1認定ビオトープにつき1回までとする。

(交付申請)

第7条 支援を受けようとする者は、専門家活用支援交付申請書(第1号様式)を市長に提出するものとする。

(交付決定)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査するものとする。

2 市長は、支援の交付を決定したときは、専門家活用支援交付決定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

(変更等)

第9条 交付決定を受けた者は、申請内容を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ専門家活用支援変更承認申請書(第3号様式)を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する軽微な変更とは、支援額の増額を伴わない変更をいう。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更を承認したときは、専門家活用支援変更承認通知書（第4号様式）により通知するものとする。

（実績報告）

第10条 支援の交付決定を受けた者は、支援完了の日から起算して30日を経過した日又は交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに専門家活用支援実績報告書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1)支払額が確認できる書類

(2)実施内容が確認できる書類

(3)その他市長が必要と認める書類

（額の確定）

第11条 市長は、前条の報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付額を確定し、専門家活用支援交付確定通知書（第6号様式）により通知するものとする。

（請求）

第12条 前条の規定による通知を受領した日から起算して10日以内に振込先口座を確認できるものの写し（預金通帳、キャッシュカード等）を添えて専門家活用支援請求書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

（その他）

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。